

松 山 大 学 論 集
第 28 卷 第 3 号 抜 刷
2 0 1 6 年 8 月 発 行

国際財務報告基準（IFRS）採用企業の開示分析
—— のれんの表示 ——

中 溝 晃 介

国際財務報告基準（IFRS）採用企業の開示分析

—— のれんの表示 ——

中 溝 晃 介

第1節 はじめに

国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards：以下、IFRS）の任意適用が2010年3月期より容認されて5年以上が経過した。IFRS適用会社は、任意適用開始直後は日本電波工業株式会社の1社のみであったが、2016年7月現在で86社に増加している。この86社に加え、31社がIFRSを適用する旨を公表しており、合計で117社の会社が会計基準を国際的な基準に合わせようと動いている¹⁾。

日本におけるディスクロージャー制度では、主に三つの基準²⁾すなわち日本基準、米国基準、IFRSによる開示が認められている。近年では、海外に多くの拠点を持つ企業がIFRSへ移行するという報道を目にすることも多くなってきた。日本基準からIFRSへ、米国基準からIFRSへ移行する企業が多い中、日本基準や米国基準に移行する企業は少数である。

企業がそれぞれの基準を選択し国際的な市場で活動することが可能になったことは、当然ながら会計報告の場に、三つの基準に則った報告書が混在する状況を作り出した。国際的な市場で、比較可能性を高めるために米国基準や

1) IFRS適用会社の数は日本取引所グループのホームページを参照 (<http://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/index.html>)。2016年7月23日付日本経済新聞によると、2016年7月15日時点で121社（予定含む）と報道されている。

2) 修正国際基準（JMIS）を適用した財務諸表の作成も認められているが、2016年7月現在では、適用した企業はない。

IFRSの適用が進む一方で、日本企業同士の比較が困難になるという問題も指摘される。企業がどの市場において比較可能性を重視するのかによって、選択する会計基準が異なっているのである。

上場企業が金融庁や証券取引所に決算書を提出する際に、提出企業はXBRL (eXtensible Business Reporting Language) 形式で記述された決算書を併せて作成しなければならない。XBRLは、事業報告に関する国際標準として位置づけられており、有価証券報告書や決算短信をコンピュータ上で記述するためのマークアップ言語である。2008年度より金融庁および東京証券取引所で導入されたXBRLは、会計情報を用いた分析をより高度にするために開発されたものである。金融庁が運営するEDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) で公表されている有価証券報告書では、当初は貸借対照表や損益計算書といった財務諸表のみを記述対象としていたが、2013年度より報告書全体がXBRLによって記述されるようになったのである。

XBRL形式の財務諸表を利用すると、日本基準と他の基準(米国基準、IFRS)との比較が容易となるといった記載を見かけることがある。間違っているわけではないが、XBRLで用いられているタグ情報の内容に依存するため、現状では容易であるとは言いきれない。この他、XBRLを利用することで得られるはずであった利点が、未だに実現されていないものがいくつか存在している。さらに、会計情報を用いた分析の場にXBRLが、さほど普及していないのも事実であろう。これには大きく二つの理由がある。一つは、監査の問題であり、いまひとつはXBRLにおけるデータの記述力の問題である。

前者の問題は、XBRLデータそれ自体が監査対象ではないということである。有価証券報告書を例に挙げると、EDINETからダウンロードできるPDF形式の財務諸表は監査対象であるのに対して、XBRL形式の財務諸表は監査されていない情報となっている。これは、XBRL形式の財務諸表を監査する場合、勘定科目や金額といった通常の情報に加えて、タグ情報も監査しなければならない、手続が整備されていないという背景がある³⁾。後者の問題は、XBRL形

式の情報には、詳細に記述されたものから包括的に記述されたものまで幅があるということである。抽出する情報に詳細なタグが付されていれば情報を抽出することは可能であるし、包括的なタグが付されていれば情報の抽出は困難になる。

本稿の目的は XBRL を利用した財務諸表分析を容易にすることである。そのために、IFRS が適用された XBRL 形式の財務諸表の記述と、日本基準の XBRL 形式の財務諸表の記述を比較し問題点を抽出することを目標としている。手段として、EDINET で公表されている IFRS 適用企業の有価証券報告書を分析する。具体的には、のれんと無形資産の開示を中心に見ていく。日本基準と IFRS との代表的な相違点としてののれんの処理が挙げられる。企業が IFRS で財務諸表を作成し、海外で資金調達を行っている昨今では、合併買収（M&A）も珍しい事ではなくなった。企業再編に伴うのれんの処理は、財務諸表の数値に大きな影響を与えることから、のれんと無形資産の開示について検討する。

本稿の構成は以下の通りである。第 2 節では、のれんと無形資産について、日本基準と IFRS の相違点を述べる。のれんに関して、認識や表示方法の違いについて取り扱う。第 3 節では、IFRS 適用企業の採用時期および開示方法の傾向を分析する。約 80 社ある企業の開示の特徴を検討する。第 4 節では、IFRS 適用企業の XBRL 形式の開示について分析し、それぞれの企業のタグ付けについて検討する。

第 2 節 日本基準と IFRS におけるのれんの認識と表示方法

日本企業の M&A の増加に伴い、のれん⁴⁾の計上額も大きくなっている。日本基準と IFRS との相違点と言えば、のれんも大きな論点の一つである。特に、のれんを償却するか否かの問題は頻繁に取り上げられている論題である

3) 拙稿中溝 [2014] 参照。

4) のれんは買収のれん (acquired goodwill) と自己創設のれん (internally generated goodwill) の二つがあるが、本稿では買収のれんを指している。また、特に言及しない限り、のれんは正であり、負の場合は「負のれん」と表記する。

う。日本ではのれんを償却し減損処理も行うが、IFRSでは償却せず減損処理のみ行っている。のれんの額は比較的大きいものが多く、償却するか否かの問題は利益額の増減に直結している。

秋葉（2016）によると、のれんに関する会計基準上の主な論点は、以下の9点にまとめられている⁵⁾

1. どの企業結合にパーチェス法を用いるか。
2. 自社の株式による場合、取得原価をいつの時点で算定するか（合意日か取得日か）。
3. 100%未満の取得の場合に、非支配株主持分（NCI）を時価で算定するかどうか（部分のれんか全部のれんか）。
4. 識別可能資産・負債をいかに把握し、取得原価を配分するか。
5. のれんは、資産（または、負ののれんは負債）かどうか。
6. のれんに税効果を適用するかどうか。
7. のれんを償却するかどうか。
8. のれんを償却する場合、何年以内で償却するか。
9. のれんの減損処理をどのように行うか。
10. のれんに関する注記として何を開示するか。

さらに、会計情報は投資家の意思決定に有用でなければならず、のれんに関しても、意思決定有用性の観点からも検討する必要があると述べられている⁶⁾

本稿で取り上げる論点は上記九つには含まれない「財務諸表にのれんを区分掲記するかどうか」という問題について検討していきたい。のれんに関する情報は、利益額に影響している点だけでなく、企業はどのような意図を持ってM&Aを行ったのかを知る手掛かりにもなる。重要な情報をまとめて掲記する

5) 秋葉 [2016], 3頁。

6) 秋葉 [2016], 3頁。

のか、それとも区分して掲記するののかという問題は意思決定にも重要であると考えている。

(1) のれんの認識

日本基準と IFRS ではのれんの認識の説明が異なっている。企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」において、のれんは次のように認識される。ある企業が他の企業を構成する事業に対する支配を獲得する取得において、取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合には、その超過額はのれんとして会計処理する。なお、下回る場合には、その不足額は負ののれんとして会計処理する（企業会計基準第 21 号，9 項，31 項）。また、無形資産については、受け入れた資産に法律上の権利など分離して譲渡可能な無形資産が含まれている場合には、当該無形資産は識別可能なものとして取り扱う、とされている（企業会計基準第 21 号，29 項）。そして、のれんは、資産に計上し、20 年以内のその効果の及ぶ期間にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却すると定められている（企業会計基準第 21 号，32 項）。

一方で IFRS 第 3 号「企業結合」では、のれんは次の(a)が(b)を超過する額として測定した、取得日時点ののれんを認識しなければならないとされている（IFRS 第 3 号，32 項）。

(a) 次の総計

- (i) 本基準に従って測定した、転移された対価。これは通常、取得日公正価値が要求される。
 - (ii) 本基準に従って測定した、被取得企業のすべての非支配持分の金額。
 - (iii) 段階的に達成される企業結合の場合には、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の取得日公正価値。
- (b) 本基準に従って測定した、取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の

取得日における正味の金額

また、取得企業は、のれんとは別に企業結合で取得した識別可能な無形資産を認識しなければならない。無形資産は、分離可能性基準又は契約法律基準のどちらかを満たす場合に識別可能となる、とされている(IFRS第3号、31項)。そして、のれんは資産に計上はするが、耐用年数が測定できないために、償却してはならないと定められている。

(2) のれんの表示

日本基準では、のれんは無形固定資産に属する科目として、「のれん」の名称で区分掲記することになっている(財務諸表等規則第28条)。また、日本基準では、認識可能な無形資産は、のれん、特許権、借地権(地上権も含む)、商標権、実用新案権、意匠権、鉱業権、漁業権(入漁権を含む)、ソフトウェア、リース資産、その他、と限られている。このため、無形資産の定義は1年を超えて利用する物理的な形態ではない資産項目であるが、上に挙げられた項目のみが認識されている。したがって、無形資産の日本基準に従った財務諸表では、貸借対照表の無形固定資産の区分を見れば、のれんの有無と金額を確認することができる。

IFRSでも、のれんは無形資産の一種として考えられているが、無形資産とは区別されている。無形資産とは、物理的実態のない識別可能な非貨幣性資産と定義される(IAS第38号、8項)。ここに識別可能とは、分離可能である場合⁷⁾ 契約又はその他の法的権利から生じている場合⁸⁾ の二つのうちいずれかの場合を指している(IAS第38号、12項)。

7) 分離可能とは、企業から分離又は分割して、単独で又は関連する契約、識別可能な資産若しくは負債とともに、売却、移転、権利供与、賃貸又は交換することができる場合を意味する。この場合、そうする意図が企業にあるかどうかは問わない。

8) 当該権利が譲渡可能なかどうかや、企業又は他の権利及び義務から分離可能なかどうかは問わない。

のれんと無形資産を区別する理由は次のように説明されている。企業結合で認識されるのれんは、企業結合で取得した他の資産のうち個別に識別されず独立して認識されないものから生じる将来の経済的便益を表す資産である。将来の経済的便益は、取得した識別可能な資産の間でシナジーから、あるいは単独では財務諸表での認識の要件を満たさない資産から、生じる可能性があるためである（IAS 第 38 号，11 項）。

表示に関して、IFRS では日本の財務諸表等規則のように、表示を詳細に定めていない。IAS 第 1 号「財務諸表の表示」では、財政状態計算書に表示すべき情報として複数の項目が挙げられており、その中の項目には、無形資産は含まれているが、のれんは含まれていない（54 項）。ただし、IFRS は企業が項目を表示する順序や様式を定めないと言及しており、先の無形資産の列挙は、単に性質又は機能の違いが十分に大きいことにより財政状態計算書の本体上で区分表示することが必要となる項目が列挙されているのである（57 項）。以上のことから、IFRS におけるのれんの表示に大きく二つのパターンに分けられる。無形資産とのれんを区分して別々に表示させるか、無形資産の科目に一括して表示させるかである。

本節では、のれんの認識と財務諸表における表示方法について述べた。日本基準と IFRS では、のれんの認識については、説明の仕方が異なるものの、企業を取得する上での超過差額という考え方は同じである。償却は、日本基準では 20 年以内に主に定額法で行い、IFRS では償却は行わない。表示に関しては、日本基準は無形固定資産の中のにれんとして区分表示し、IFRS では、区分表示されるか、無形資産にまとめるかは企業に委ねられている。

次節では、IFRS を適用した日本企業の表示分析を行う。IFRS ののれんの表示は大きく二つのパターンがあると述べたが、使用されている科目名称は複数存在していることを述べる。

第3節 IFRS 適用企業の表示分析

日本では、財務諸表を作成する際に複数の会計基準が選択可能であることは周知の通りである。従来は日本基準または米国基準で作成していた財務諸表であるが、IFRSの適用が容認されたことにより、適用する企業が増加している。日本取引所グループが公表している集計結果によると、2016年7月の時点で、IFRS適用済会社数は86社、適用決定会社数は31社となっている。

86社のうち、日本基準または米国基準からIFRSへ移行した企業が80社あり、上場時に既にIFRSを適用している企業が6社あった。なお、上場時に適用している企業は2014年以降に上場している。巻末の付録は、EDINETに公表されている財務諸表のうち、IFRSを適用している企業のリストである。日本取引所グループが公表した86社の企業は全てIFRSを適用した財務諸表をEDINETに提出している。このリストを参考に、IFRS移行日、のれんの表示方法、のれん計上額の増減、当期純利益の増減についてみていくことにする。

(1) IFRS 適用企業リストの作成

IFRS適用会社86社それぞれについて、EDINETで検索し、必要事項の抽出を行った。今回のデータ作成では、提出者（企業名）、金融庁コード、決算日、IFRS移行日、IFRSによる財務諸表ののれんの表示方法、日本基準とIFRS両方の移行期末時点ののれん計上額、日本基準とIFRS両方の移行期の当期純利益である。

リストでは、適用時期ではなく、移行日を採用している。一般的に適用時期は例えば2015年3月期のような表現がなされる。この場合、2015年3月末決算の有価証券報告書からIFRSが適用された財務諸表が掲載されることを意味している。しかし、本稿は、ある企業の一会計期間で作成された日本基準の財務諸表とIFRSの財務諸表を比較していることから移行日に注目した。また、適用上場した企業の全てが、上場からの日が浅く必要な情報を得られないこと

から、分析対象には含めていない。

IFRS 第1号「国際財務報告基準の初度適用」では、IFRSを適用した過年度の比較情報を求めている（IFRS 第1号，21項）。その情報とは以下の項目である。

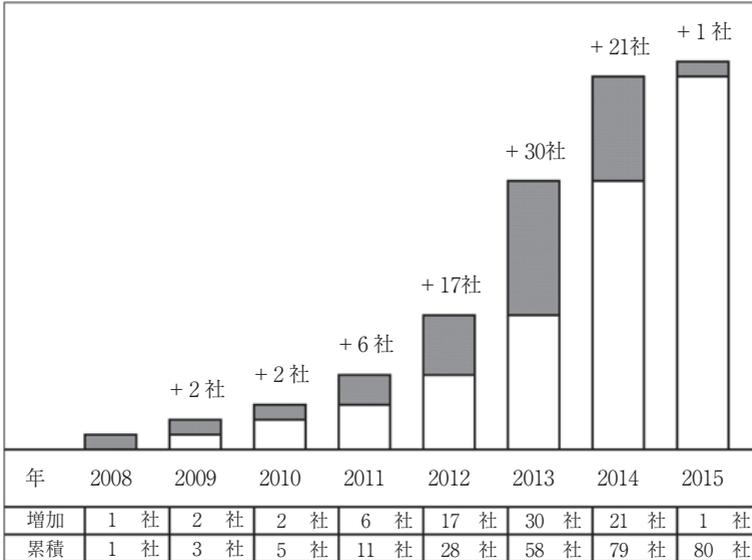
- 少なくとも3つの財政状態計算書
- 2つの純損益及びその他の包括利益計算書
- 2つの分離した純損益計算書（表示する場合）
- 2つのキャッシュ・フロー計算書
- 2つの持分変動計算書
- 関連する注記（表示するすべての計算書に係る比較情報を含む）

企業がIFRSを適用して初めての有価証券報告書は、少なくとも2期分の情報が含まれている。2期分の情報を開示するためには、決算日からみて2年前に適用を開始しなければならない。IFRS適用時期の有価証券報告書には、当期と前期の財務諸表が記載されている。日本基準で作成されている前年度の有価証券報告書には、前期と前々期の財務諸表が記載されている。つまり、前年度は同じ会計期間に対して、IFRSで作成された財務諸表と、日本基準で作成された財務諸表が存在するのである。本稿では、比較年度を、会計期間の期首でもある移行日が含まれる会計期間として設定している。当期純利益については、日本基準では連結損益計算書の最後に算出される当期純利益を、IFRSでは連結損益計算書の親会社の所有者に帰属する当期利益を指している。

(2) IFRS 移行日の分析

【図表1】は移行日を設定した年ごとの企業数の推移を示したものである。2008年は日本電波工業株式会社の1社のみだった適用会社が、直近の2015年には80社にまで増加していることがわかる。なお、【図表1】は移行日を基準

【図表1】IFRS適用企業数の推移



(出所：筆者作成)

としているため、移行日から2年経過していない企業は含まれてはいない。適用予定企業は事前に何等かの公表があることから、2014年については大幅な増加はないと言える。しかし、2015年に移行する企業については、まだ公表していない企業も存在している可能性もあることから、今後増加することが考えられる。

しばしばIFRSの増加を伝える報道を目にするが、2013年の増加が30社であることに対して、2014年の増加は21社であった。これまで増加傾向にあった適用企業増加社数が初めて減少した年となる。自由民主党が2013年6月13日に公表した「国際会計基準への対応についての提言」では、2016年末までに、IFRSを適用する企業が約300社となるような目標を立て、その実現に向けてあらゆる対策の検討とともに、積極的に環境を整備すると述べられている⁹⁾。2016年現在の結果は、採用予定企業を含めても約120社であり、直近で

採用予定を表明した企業が提出する有価証券報告書の多くは2年後となるため、100社にも届いていない。

IFRS 適用企業 300 社という目標の妥当性については別稿に譲るとして、本稿では IFRS 適用企業を今後とも増加させていきたい、という意見について言及することにする。IFRS を適用する企業は確かに増加しているが、IFRS を適用する重要性やメリットが浸透しているとは言えないだろう。以前から海外で展開してきた企業や、海外市場での資金調達の一必要性を感じている企業は積極的に適用している。一方でその必要に迫られていない企業に、どのようにアプローチするのかを論じたものも必要であると考ええる。

(3) IFRS への移行に係るのれんと当期純利益の増減

付録には、企業が従来の日本基準や米国基準から IFRS へ移行した際、のれんと当期純利益がどの程度の割合増加したのかを示している。これは同じ年度の財務諸表を異なる基準を適用した形で評価しているため、金額の違いは基準の違いとして表れることになる。

のれんの割合は、無形資産全体を 100% としたときののれんの割合を算出している。無形資産の中でのれん以外の科目も影響を受けているが、ここでは単純にのれんの金額のみを注視する。これは、一般的に日本基準と IFRS との違いに、のれんの償却を行うか否かを挙げる例が多いためである。次に、当期純利益であるが、日本基準は当期純利益、IFRS は親会社の所有者に帰属する当期利益を抽出した。のれんの割合の増減と当期純利益の増減の関係を照らし合わせるために用いる。

序数番号 1 の日本電波工業株式会社を例に挙げて見てみる。日本基準と IFRS との間で、無形資産に占めるのれんの割合が 50.6% 増加している。これは、日本基準では 1.8% (⑧列参照) だったのれんの割合が、償却を行わない

9) 自由民主党 [2013], 6 頁。

IFRSに移行したら52.5%（⑨列参照）まで増加したことによる。一方で、当期純利益は0.5%増加と大きな違いは見られない。のれんの償却以上に他の要素が利益に影響しているとみて深く見る必要がある。

【図表2】はのれんの増加率についての上位10社と下位10社の表である。これを見てみると、のれんの割合が増加したからといって、当期純利益が増加

【図表2】 のれんの増加率上位10社と下位10社

| 序数 | 提出者 | IFRSへの移行に係る増減 | |
|----|--------------------|---------------|--------|
| | | のれん | 当期純利益 |
| ① | ② | ⑥ | ⑦ |
| 1 | 日本電波工業株式会社 | 5,833.3% | 0.5% |
| 73 | KDDI株式会社 | 1,773.6% | △7.5% |
| 21 | セイコーエプソン株式会社 | 107.6% | 11.7% |
| 39 | 株式会社日立国際電気 | 99.1% | 1.7% |
| 35 | 日立建機株式会社 | 65.5% | 23.5% |
| 79 | 株式会社セブテーニ・ホールディングス | 57.9% | - |
| 47 | 株式会社エフ・シー・シー | 57.2% | △1.8% |
| 56 | ヤフー株式会社 | 54.7% | 2.8% |
| 57 | 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社 | 51.7% | 0.9% |
| 60 | 株式会社ホットリンク | 41.4% | 3.7% |
| 55 | 日立キャピタル株式会社 | △8.0% | △2.9% |
| 3 | 住友商事株式会社（注1） | △9.6% | 6.6% |
| 14 | 楽天株式会社 | △17.7% | 2.2% |
| 70 | ノーリツ銅機株式会社 | △20.9% | 118.7% |
| 72 | 兼松株式会社 | △25.9% | △8.1% |
| 61 | 住友理工株式会社 | △53.6% | 125.8% |
| 9 | SBIホールディングス株式会社 | △60.6% | △90.5% |
| 66 | 株式会社アドバンテスト（注1） | △70.7% | 29.4% |
| 42 | 株式会社デンソー | △71.8% | △3.5% |
| 33 | 日立化成株式会社 | △82.3% | 22.2% |

（注1） 米国基準からIFRSへ移行した企業
（出所：筆者作成）

するとは言いにくい結果である。逆も同じで、のれんが減少と利益の減少も直接関係しているわけではない。のれんの計上額が1.5倍（50%）以上になった企業は9社あり、その中で利益が増額した企業は6社である。IFRSでは、のれんの償却は行わないが、減損の適用があるため、のれんの金額が減少する企業もみられる。のれん計上額が半額（50%）以下になった企業は5社あった。

【図表3】当期純利益の増加率上位10社と下位10社

| 序数 | 提出者 | IFRSへの移行に係る増減 | |
|----|-----------------|---------------|----------|
| | | のれん | 当期純利益 |
| ① | ② | ⑥ | ⑦ |
| 48 | 八千代工業株式会社 | - | 959.0% |
| 5 | 日本板硝子株式会社 | 6.3% | 648.3% |
| 19 | そーせいグループ株式会社 | 41.4% | 246.6% |
| 38 | 富士通株式会社 | 36.5% | 132.9% |
| 61 | 住友理工株式会社 | △ 53.6% | 125.8% |
| 70 | ノーリツ銅機株式会社 | △ 20.9% | 118.7% |
| 75 | インフォテリア株式会社 | - | 80.7% |
| 7 | 双日株式会社 | 4.0% | 71.5% |
| 54 | 株式会社電通 | 3.3% | 71.4% |
| 4 | 日本たばこ産業株式会社 | 2.5% | 67.8% |
| 72 | 兼松株式会社 | △ 25.9% | △ 8.1% |
| 10 | 株式会社ディー・エヌ・エー | 8.4% | △ 9.7% |
| 26 | 三菱商事株式会社（注1） | 0.0% | △ 10.2% |
| 45 | 株式会社ショーワ | △ 5.3% | △ 11.9% |
| 46 | 株式会社ケーヒン | - | △ 14.9% |
| 6 | アンリツ株式会社 | - | △ 21.7% |
| 8 | マネックスグループ株式会社 | 0.7% | △ 27.7% |
| 24 | 丸紅株式会社（注1） | 2.6% | △ 36.7% |
| 9 | SBIホールディングス株式会社 | △ 60.6% | △ 90.5% |
| 68 | 株式会社エイチワン | - | △ 482.2% |

（注1） 米国基準からIFRSへ移行した企業
（出所：筆者作成）

【図表4】増加率の平均

| | IFRS への移行に係る増減 | | (修正後) | IFRS への移行に係る増減 | |
|-------|----------------|---------|-------|----------------|---------|
| | のれん | 当期純利益 | | のれん | 当期純利益 |
| | ⑥ | ⑦ | | ⑥ | ⑦ |
| 平均 | 133.9% | 31.8% | 平均 | 9.5% | 8.0% |
| 数 | 61 | 77 | 数 | 59 | 74 |
| 平均(正) | 187.0% | 58.4% | 平均(正) | 22.6% | 26.1% |
| 正の数 | 46 | 55 | 正の数 | 44 | 52 |
| 平均(負) | △ 33.4% | △ 34.6% | 平均(負) | △ 33.4% | △ 34.6% |
| 負の数 | 13 | 22 | 負の数 | 13 | 22 |

(出所：筆者作成)

【図表3】は当期純利益の増加率についての上位10社と下位10社の表である。こちらののれんの増加率との関係性が高い結果とはならなかった。特徴としては、上位10社は、日本基準からIFRSへ移行すると利益が1.5倍(50%)以上になるという結果である。利益が減少した企業で半分以下(△50%)になった企業は2社のみであった。しかし、先の通り、のれん償却が利益増加の主な原因ではない。のれん増加率上位の中でも、利益の増加率の最も高い企業でも23.5%である。

【図表4】はのれんと当期純利益の平均である。また、増加(正)の平均と減少(負)を分けた平均をあわせて算出している。のれんと当期純利益のどちらも平均値は増加している。ただし、のれんの場合は上位2社が、当期純利益の場合は上位3社が平均を大幅に釣り上げていることから、これら5社を除いたものを修正後の平均としてあわせて算出した。修正後の結果をみると、修正しても平均でのれんは9.5%、当期純利益は8.0%増加することが見て取れる。

増加(正)の平均では、約75%(44/59社)の企業でのれんが増加している。しかし、25%の企業はのれんが減少しているのである。IFRS適用の効果としてのれんが増加することが述べられるが、実際は減損の適用により、4分の1

の企業はのれんが減少するのである。次に、約70%（52/74社）の企業で26.1%の当期純利益の増加がみられた。標本数がまだ少なく、統計的手法を用いてはいるが、IFRSを適用した7割の企業で利益が増加する、という結果は興味深い。

本節では、これまでIFRS適用企業の移行日が含まれる年度の財務諸表への影響を部分的に見てきた。代表的な違いとして挙げられたのれんの違いであるが、75%の企業はのれんが増加し、70%の企業は当期純利益が増加することがわかった。その増加はのれんの償却をしなかったことに起因すると断定するよりも、他の要因を分析する必要がある。次節では、のれんの財務諸表上の表示について述べる。

第4節 財政状態計算書におけるのれんの表示方法とXBRL

本節では、のれんの表示について分析を行う。そしてIFRSののれんの表示方法がXBRLにどのような影響を与えているのかについて述べる。

(1) のれんの表示方法

第2節において、日本基準とIFRSののれんの表示方法を述べた。再度確認しておく、日本基準では無形固定資産の区分の中にのれんという勘定科目で掲記する。IFRSでは、表示に関して特別定めていない。ただし、IFRSでは無形資産は区分して表記しなければならないので、のれんとして区分するか、無形資産に含めてしまうかの2通りとなる。

IFRS適用企業86社のうち、序数番号85の株式会社コメダホールディングスと序数番号86のLINE株式会社は2016年7月時点で財務諸表を公表していないため、IFRSを適用してから有価証券報告書を公表していない（1会計期間が終了していない）2社を除く84社を対象に調査を行った。その結果を【図表5】に示す。

のれんの表示は大きくわけて区別か一括かで2通りであったが、細かい科目

【図表5】IFRS適用企業におけるのれんの表示パターン

| パターンと勘定科目名 | | | 社数 |
|------------|---|--------------------|----|
| 区別 | 1 | 「のれん」と「無形資産」 | 36 |
| | 2 | 「のれん」と「その他の無形資産」 | 5 |
| | 3 | 「のれん」と「のれん以外の無形資産」 | 1 |
| 一括 | 4 | 無形資産 | 29 |
| | 5 | その他の無形資産 | 1 |
| | 6 | のれん及び無形資産 | 7 |
| | 7 | のれん及びその他の無形資産 | 1 |
| | 8 | 無形資産及びのれん | 4 |
| 合計 | | | 84 |

(出所：筆者作成)

名の違いを見ると84社で8通りあることがわかった。まず、のれんを区別する企業が42社あり、一括する企業も42社であった。区別する企業は3通りの表示がみられた。パターン1は「のれん」と「無形資産」、パターン2は「のれん」と「その他の無形資産」、パターン3は「のれん」と「のれん以外の無形資産」である。次に、のれんを無形資産に一括する企業は4通りの表示がみられた。パターン4は「無形資産」、パターン5は「その他の無形資産」、パターン6は「のれん及び無形資産」、パターン7は「のれん及びその他の無形資産」、パターン8は「無形資産及びのれん」である。

パターン5は序数番号55の日立キャピタル株式会社であり、オペレーティング・リース資産が区別して掲記されていた。パターン7は序数番号62の株式会社LIXILグループであり、「のれん及びその他の無形資産」以外に無形資産に含まれる科目は掲記していなかった。

IFRSを適用して財務諸表を作成する場合、原則主義のもと細かな勘定科目名は企業に委ねられているため、【図表5】のような違いが生じる。のれんだけが無形資産項目の中で特別な扱いを受けるわけではないため、企業が必要と判断するならば、パターン5の日立キャピタル株式会社のように、オペレー

ティング・リース資産を区別して掲記することは認められている。しかし、のれんを含めて表示することが、意思決定有用性の観点から適切な開示となっているのだろうか。

IFRS では、注記には無形資産の要素別の増減表を開示しなければならないため、情報量としては変わらず、減損に関する情報もあわせて開示されている。企業はのれんそれ自体の金額を注記には載せているため、財政状態計算書に掲記するために別途算出する必要はない。一方で有価証券報告書では注記に情報が開示されるが、四半期報告や決算短信では増減表は含まれない。したがって、算出されているのれん単独の情報を開示しないデメリットは、四半期報告や決算短信では把握できないという点で大きいと言える。表示パターン 4、5 の 30 社に至っては、無形資産にのれんが含まれるかどうかがわかりにくいという点も指摘される。

日本基準にとって、のれんの開示は重要視される。それは、のれんだけでなく、無形資産の中で償却する資産と償却しない資産に分けることに意味がある。日本基準では、無形固定資産に計上できる項目は限られており、その耐用年数も決まっている。したがって、企業結合の会計処理上、無形固定資産に計上されるものは少なく、大部分がのれんとして計上されるのである。日本基準に対し、IFRS では多くの無形資産を認識して計上し、認識できない残りをのれんとして計上する。

実際のところはのれんを区別するというよりも、無形資産の中で償却資産と非償却資産に分かれて開示する方がより適した開示である。日本基準の下では、非償却資産と言えば、土地や書画、骨董品であり、無形の非償却資産は馴染みがない。この状況から IFRS へ移行すると、償却していたのれんが償却しなくなるという点が目立ち、重要視されるのである。ただし、第3節で述べたように、のれんのコストと利益との関係性は本稿では見られなかったため、追加的な検討を行う必要がある。

のれんのコストが比較的小さいのであれば、無形資産として含めても仕方がない

【図表6】無形資産におけるのれんの割合

| 序数 | 提出者 | 無形資産におけるのれんの割合 | | | のれんの表示方法 |
|----|------------------|----------------|-------|---------|----------|
| | | 移行前の基準 | IFRS | 増減 | |
| ① | ② | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ |
| 66 | 株式会社アドバンテスト（注1） | 93.0% | 88.0% | △ 5.1% | 6 |
| 45 | 株式会社ショーワ | 90.7% | 77.1% | △ 13.6% | 4 |
| 37 | 日立工機株式会社 | 71.1% | 76.8% | 5.7% | 4 |
| 34 | 日立金属株式会社 | 72.7% | 76.4% | 3.7% | 6 |
| 9 | SBI ホールディングス株式会社 | 89.2% | 74.7% | △ 14.5% | 4 |
| 32 | コニカミノルタ株式会社 | 59.0% | 61.8% | 2.8% | 6 |
| 22 | 株式会社リコー（注1） | 67.3% | 61.1% | △ 6.1% | 6 |
| 14 | 楽天株式会社 | 61.0% | 57.4% | △ 3.6% | 4 |
| 1 | 日本電波工業株式会社 | 1.8% | 52.5% | 50.6% | 4 |
| 8 | マネックスグループ株式会社 | 51.4% | 51.4% | △ 0.1% | 4 |
| 3 | 住友商事株式会社（注1） | 47.8% | 47.0% | △ 0.8% | 4 |
| 33 | 日立化成株式会社 | 76.4% | 46.1% | △ 30.3% | 4 |
| 36 | 株式会社日立製作所 | 44.5% | 44.7% | 0.1% | 4 |
| 24 | 丸紅株式会社（注1） | 32.8% | 43.8% | 11.0% | 4 |
| 29 | 株式会社ファーストリテイリング | 40.6% | 41.2% | 0.6% | 7 |
| 39 | 株式会社日立国際電気 | 25.5% | 40.5% | 15.0% | 4 |
| 25 | 三井物産株式会社（注1） | － | 38.8% | － | 4 |
| 51 | 株式会社トリドール | － | 38.5% | － | 8 |
| 50 | 株式会社日立ハイテクノロジーズ | 31.4% | 35.0% | 3.6% | 4 |

（注1） 米国基準からIFRSへ移行した企業
（出所：筆者作成）

が、そうでなければIFRSの下でものれんを区別して開示すべきである。【図表6】は、のれんを一括して掲記する企業の中で、のれんの無形資産に対する割合の大きい企業（⑨列降順）を示したものである。

【図表6】では、無形資産に含まれるのれんの割合が低いためのれんを一括して表示している、とは言にくい結果である。のれんが半数以上を占める企業でも10社がのれんを一括して表示している。この傾向が広がれば、のれ

んの情報が取りにくい状況が進むことになり、情報開示が退化することが懸念される。

(2) XBRL におけるタグ情報

財務諸表上ののれんの表示についてみてきたが、ここからは XBRL のタグについて言及する。のれんの表示問題は、一見単なる名称の揺らぎであり、のれんの金額が明確に取得できるのであれば、解決するように思われる。しかし、XBRL のタグ付けに問題が残されている。

通常、財務諸表の科目には XBRL によるタグ付けがなされている。例えば、「現金及び預金」の科目であれば“CashAndDeposits”といった要素名が用いられる。この要素名は企業が決めるのではなく、EDINET であればあらかじめ金融庁が作成したリストから選択する。【図表 7】に無形資産とのれんに関する要素名を注したものを示す。

XBRL ではこの要素名と名称を関連付けて表示させており、コンピュータ上は要素名が優先される。例えば、「無形資産及びのれん」の名称を「のれんと無形資産」に変更しても、要素名が“IntangibleAssetsAndGoodwill”で共通していれば、コンピュータは同一概念として捉えている。逆に、名称が「無形資産及びのれん」で共通しており、要素名が“IntangibleAssetsAndGoodwill”と“IntangibleAssetsGoodwill”（And を削除）のように異なっていれば、コンピュータ

【図表 7】IFRS におけるのれんと無形資産の要素名

| 科目名 | 要素名 |
|------------|-----------------------------------|
| のれん | Goodwill |
| 無形資産 | IntangibleAssets |
| のれん以外の無形資産 | IntangibleAssetsOtherThanGoodwill |
| その他の無形資産 | OtherIntangibleAssets |
| 無形資産及びのれん | IntangibleAssetsAndGoodwill |

(出所：筆者作成)

は別の概念として認識する。また、人は名称として「無形資産及びのれん」と「のれん及び無形資産」は同じであることはすぐに理解できるが、コンピュータは要素名として“IntangibleAssetsAndGoodwill”と“GoodwillAndIntangibleAssets”は同じであるとは理解できない。現にパターン6とパターン8はこの問題が生じかねない名称を付けている。

しかしながら、実際のIFRS適用企業の開示はさらに深刻である。XBRLデータについて、IFRS適用企業の財務諸表は金融庁が作成したIFRS用のタクソノミが対応関係にある。IFRS適用企業は、財務諸表のタグ付けの方法は2通りあり、財務諸表全体を包括タグで記述する方法と詳細タグで記述する方法である。包括タグを用いる場合、財務諸表全体がテキストボックスに含まれるため、「現金及び預金」や「のれん」について個別に要素名が見つからないことになる。詳細タグを用いる場合、「現金及び預金」や「のれん」に個別のタグが付けられる。なお、日本基準を適用している企業の財務諸表は、詳細タグの使用が義務付けられている。

IFRS適用企業が、詳細タグの使用を避け包括タグで財務諸表を作成したならば、XBRLの強みであるタグを利用して科目の金額を抽出することが困難となる。XBRLを利用した分析を行う立場としては、詳細タグの利用を強く要望する次第である。これまでにIFRS適用の有価証券報告書を提出した83社のタグづけを見ると、実に78社が包括タグを用いて作成しており、詳細タグの利用は以下の5社であった。

- 序数番号 15：株式会社ネクソン のれん表示パターン 1
- 序数番号 31：参天製薬株式会社 のれん表示パターン 4
- 序数番号 78：株式会社フュージョンパートナー のれん表示パターン 1
- 序数番号 79：株式会社セプテーニ・ホールディングス のれん表示パターン 1

- 序数番号 80：花王株式会社 のれん表示パターン 1

序数番号 78 から 80 の企業は、表示パターン 1 すなわち「のれん」と「無形資産」を採用し、「のれん」の要素名は“Goodwill”，「無形資産」の要素名は“IntangibleAssets”であった。同じ表示パターン 1 の株式会社ネクソンは、「のれん」の要素名は“Goodwill”と同じであるが、「無形資産」の要素名は“IntangibleAssetsOtherThanGoodwill”と異なっていた。最後の序数番号 31 参天製薬株式会社の表示パターンは 4 の「無形資産」であった。要素目は“IntangibleAssets”と想像するが、“IntangibleAssetsAndGoodwill”が使われていた。このままでは、先の例のように、同じ科目であってもコンピュータが理解できず、必要な情報を得ることができない。

XBRL を利用するのであれば、少なくとも財務諸表の科目に詳細タグは必要である。注記情報やセグメント情報にも詳細タグ付けしなければ、より詳細な分析、高度な分析を行うことはできない。タグ情報を抽出できないとなると、XBRL は実務上負担を強いる一方であり、その能力を十分に発揮することはできないだろう。

第 5 節 お わ り に

本稿の目標は、IFRS が適用された XBRL 形式の財務諸表の記述と、日本基準の XBRL 形式の財務諸表の記述を比較し問題点を抽出することであった。日本基準と IFRS の間では、のれんの償却の有無が利益の差額に影響すると言われてきた。のれんの認識に関しては、その説明内容は異なるものの、超過収益力という考え方は同じである。財務諸表上の表示については、日本基準は無形固定資産だけでなく、財務諸表等規則において詳細に定められている。これに対して、IFRS では原則主義の下、表示に関して定める内容は少なく、無形資産として区別していればよいということであった。

日本では、計上が認められている無形資産が少なく、その中で比較的大きな

割合を占めるのれんの金額を重要視する傾向にある。こののれんがIFRSでは非償却資産となって、利益額の差を生みだすと考えられてきた。IFRS適用企業を調査すると、金額増減のみの判断では、のれんの変動が利益額の差を生み出すとは言い切れない結果となった。日本基準とIFRSの利益額の差の要因分析は今後も検討が必要な点である。

次に、IFRS採用企業ののれんの表示の傾向を分析した。のれんの表示は区別するか一括するか2通りあるが、現状のIFRS適用企業の半数は一括して表示しており、注記情報を見なければのれんを把握することはできなかった。有価証券報告書であれば注記情報で確認できる情報も、四半期報告や決算短信では記載されないために、のれんは区別して表示すべきであると指摘する。

大きく2通りある表示方法も、科目名の細かな違いを数えると8パターンあった。科目名の違いはXBRLに付けるタグとの対応関係に影響を及ぼす。XBRLのタグ付けが統一されていなければ、人が見ると同じ概念でも、コンピュータ上は別の概念として認識されるので、分析する手間が増える。科目名とタグ付けは揃っていればいるほど、分析の精度が向上する。

日本基準の財務諸表はXBRLでの詳細タグの使用が義務であることに対して、IFRS適用企業は任意となっている。本稿で分析対象のIFRS適用企業の大半は包括タグを用いて財務諸表を記述しており、詳細タグの使用は5社に限られる結果となった。要素名の違い以前に、詳細タグを使用する企業数を増加させなければならない。これからIFRS適用企業数は増加することは明らかであり、移行が加速する前に、IFRS適用企業にも財務諸表の詳細タグの利用をする流れを作る必要がある。

XBRLを利用することで、本稿のような分析は容易に行うことができる。むしろ、本稿の分析は高度な分析には入らないだろう。XBRLを用いた高度な分析は、タグ情報に依存しているため、必要な情報への詳細タグの利用は不可欠である。

本稿は、平成 26 年度に交付を受けた松山大学特別研究助成による研究成果の一部である。

参 考 文 献

- 秋葉賢一 [2016], 「解題」証券アナリストジャーナル, 第 54 巻第 5 号, 2-5 頁。
- 大迫孝史 [2016], 「のれんをめぐる会計実務について」証券アナリストジャーナル, 第 54 巻第 5 号, 15-25 頁。
- 金融庁 [2015], 「IFRS 適用レポート」。
(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryoushoukaikai/20150415/01.pdf)
- [2016a], 「提出者別タクソノミ作成ガイドライン」。
(http://www.fsa.go.jp/search/20160314/2e_1.pdf)
- [2016b], 「IFRS に基づく連結財務諸表の開示例」。
(<http://www.fsa.go.jp/news/27/sonota/20160331-5/01.pdf>)
- 坂上 学 [2016], 『事象アプローチによる会計ディスクロージャーの拡張』中央経済社。
- 自由民主党 [2013], 「国際会計基準への対応についての提言」。
(https://www.jimin.jp/policy/policy_topics/pdf/pdf111_1.pdf)
- 中溝晃介 [2014], 「XBRL データの信頼性の担保に関する現状と課題」松山大学論集, 第 26 巻第 5 号, 125-147 頁。

付録

| 序数 | 提出者 | 金融庁 コード | 決算日 | IFRS 移行日 | IFRS への移行に 係る増減 | | 無形資産における のれんの割合 | | | のれんの 表示方法 |
|----|------------------|------------|------|------------|--------------------|--------|--------------------|-------|--------|--------------|
| | | | | | のれん | 当期純利益 | 移行前の基準 | IFRS | 増減 | |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ |
| 1 | 日本電波工業株式会社 | E01807 | 3月末 | 2008年4月1日 | 5,833.3% | 0.5% | 1.8% | 52.5% | 50.6% | 4 |
| 2 | HOYA 株式会社 | E01124 | 3月末 | 2009年4月1日 | - | 8.8% | - | 23.6% | - | 1 |
| 3 | 住友商事株式会社(注1) | E02528 | 3月末 | 2009年4月1日 | △9.6% | 6.6% | 47.8% | 47.0% | △0.8% | 4 |
| 4 | 日本たばこ産業株式会社 | E00492 | 3月末 | 2010年4月1日 | 2.5% | 67.8% | 78.5% | 78.1% | △0.5% | 1 |
| 5 | 日本板硝子株式会社 | E01121 | 3月末 | 2010年4月1日 | 6.3% | 648.3% | 53.1% | 52.9% | △0.2% | 1 |
| 6 | アンリツ株式会社 | E01774 | 3月末 | 2011年4月1日 | - | △21.7% | - | - | - | 6 |
| 7 | 双日株式会社 | E02958 | 3月末 | 2011年4月1日 | 4.0% | 71.5% | 35.8% | 39.2% | 3.4% | 1 |
| 8 | マネックスグループ株式会社 | E03815 | 3月末 | 2011年4月1日 | 0.7% | △27.7% | 51.4% | 51.4% | △0.1% | 4 |
| 9 | SBI ホールディングス株式会社 | E05159 | 3月末 | 2011年4月1日 | △60.6% | △90.5% | 89.2% | 74.7% | △14.5% | 4 |
| 10 | 株式会社ディー・エヌ・エー | E05460 | 3月末 | 2011年4月1日 | 8.4% | △9.7% | 88.5% | 86.9% | △1.6% | 1 |
| 11 | トーセイ株式会社 | E04021 | 11月末 | 2011年12月1日 | - | 4.3% | - | - | - | 4 |
| 12 | 中外製薬株式会社 | E00932 | 12月末 | 2012年1月1日 | - | △4.5% | - | - | - | 4 |
| 13 | 旭硝子株式会社 | E01122 | 12月末 | 2012年1月1日 | 13.7% | 10.6% | 51.9% | 55.0% | 3.2% | 1 |
| 14 | 楽天株式会社 | E05080 | 12月末 | 2012年1月1日 | △17.7% | 2.2% | 61.0% | 57.4% | △3.6% | 4 |
| 15 | 株式会社ネクソン | E25850 | 12月末 | 2012年1月1日 | 8.9% | 11.3% | 58.1% | 60.1% | 2.0% | 1 |
| 16 | 武田薬品工業株式会社 | E00919 | 3月末 | 2012年4月1日 | 5.7% | 13.2% | 40.0% | 39.5% | △0.5% | 1 |
| 17 | アステラス製薬株式会社 | E00920 | 3月末 | 2012年4月1日 | 12.2% | 11.6% | 32.6% | 24.0% | △8.5% | 2 |
| 18 | 小野薬品工業株式会社 | E00945 | 3月末 | 2012年4月1日 | - | △3.9% | - | - | - | 4 |
| 19 | そーせいグループ株式会社 | E00981 | 3月末 | 2012年4月1日 | 41.4% | 246.6% | 93.8% | 92.2% | △1.6% | 1 |
| 20 | 第一三共株式会社 | E00984 | 3月末 | 2012年4月1日 | 15.2% | △3.9% | 32.9% | 33.1% | 0.2% | 1 |
| 21 | セイコーエプソン株式会社 | E01873 | 3月末 | 2013年4月1日 | 107.6% | 11.7% | 6.6% | 11.5% | 4.9% | 4 |
| 22 | 株式会社リコー (注1) | E02275 | 3月末 | 2012年4月1日 | 0.0% | 19.9% | 67.3% | 61.1% | △6.1% | 6 |
| 23 | 伊藤忠商事株式会社 (注1) | E02497 | 3月末 | 2012年4月1日 | △4.1% | △7.7% | 48.7% | 45.5% | △3.2% | 1 |
| 24 | 丸紅株式会社 (注1) | E02498 | 3月末 | 2012年4月1日 | 2.6% | △36.7% | 32.8% | 43.8% | 11.0% | 4 |
| 25 | 三井物産株式会社(注1) | E02513 | 3月末 | 2012年4月1日 | - | △3.7% | - | 38.8% | - | 4 |
| 26 | 三菱商事株式会社(注1) | E02529 | 3月末 | 2012年4月1日 | 0.0% | △10.2% | 33.0% | 33.7% | 0.7% | 8 |
| 27 | 伊藤忠エネクス株式会社 | E02643 | 3月末 | 2012年4月1日 | - | 16.0% | 28.2% | - | - | 1 |
| 28 | ソフトバンクグループ株式会社 | E02778 | 3月末 | 2012年4月1日 | 25.9% | 28.7% | 63.6% | 63.6% | 0.0% | 1 |
| 29 | 株式会社ファーストリテイリング | E03217 | 8月末 | 2012年9月1日 | 16.8% | 15.7% | 40.6% | 41.2% | 0.6% | 3 |
| 30 | エーザイ株式会社 | E00939 | 3月末 | 2013年4月1日 | 21.4% | 16.1% | 55.2% | 59.2% | 4.0% | 1 |

国際財務報告基準（IFRS）採用企業の開示分析

| ① ① | ② 提出者 | ③ 金融庁 コード | ④ 決算日 | ⑤ IFRS 移行日 | IFRS への移行に 係る増減 | | 無形資産における のれんの割合 | | | のれんの 表示方法 ⑪ |
|--------|-------------------------|-----------------|--------------|---------------|--------------------|------------|--------------------|-----------|---------|-------------------|
| | | | | | ⑥ のれん | ⑦ 当期純利益 | ⑧ 移行前の基準 | ⑨ IFRS | ⑩ 増減 | |
| 31 | 参天製薬株式会社 | E00949 | 3月末 | 2013年4月1日 | 13.9% | 15.2% | 38.0% | 27.0% | △11.0% | 4 |
| 32 | コニカミノルタ株式会社 | E00989 | 3月末 | 2013年4月1日 | 12.5% | 29.7% | 59.0% | 61.8% | 2.8% | 6 |
| 33 | 日立化成株式会社 | E01013 | 3月末 | 2013年4月1日 | △82.3% | 22.2% | 76.4% | 46.1% | △30.3% | 4 |
| 34 | 日立金属株式会社 | E01244 | 3月末 | 2013年4月1日 | 7.7% | 22.1% | 72.7% | 76.4% | 3.7% | 6 |
| 35 | 日立建機株式会社 | E01585 | 3月末 | 2013年4月1日 | 65.5% | 23.5% | 23.0% | 39.9% | 16.9% | 1 |
| 36 | 株式会社日立製作所 | E01737 | 3月末 | 2013年4月1日 | △3.5% | 56.2% | 44.5% | 44.7% | 0.1% | 4 |
| 37 | 日立工機株式会社 | E01745 | 3月末 | 2013年4月1日 | 3.3% | 7.3% | 71.1% | 76.8% | 5.7% | 4 |
| 38 | 富士通株式会社 | E01766 | 3月末 | 2013年4月1日 | 36.5% | 132.9% | 14.8% | 19.1% | 4.3% | 1 |
| 39 | 株式会社日立国際電気 | E01776 | 3月末 | 2013年4月1日 | 99.1% | 1.7% | 25.5% | 40.5% | 15.0% | 4 |
| 40 | クラリオン株式会社 | E01814 | 3月末 | 2013年4月1日 | 33.5% | 19.2% | 13.2% | 16.2% | 3.0% | 4 |
| 41 | 日東電工株式会社 | E01888 | 3月末 | 2013年4月1日 | 30.1% | 1.7% | 19.1% | 23.3% | 4.2% | 1 |
| 42 | 株式会社デンソー | E01892 | 3月末 | 2013年4月1日 | △71.8% | △3.5% | 29.6% | 10.9% | △18.7% | 4 |
| 43 | コナミホールディングス 株式会社（注1） | E01956 | 3月末 | 2013年4月1日 | - | 16.5% | - | 29.1% | - | 6 |
| 44 | 本田技研工業株式会社 （注1） | E02166 | 3月末 | 2013年4月1日 | - | 8.8% | - | - | - | 4 |
| 45 | 株式会社ショーワ | E02184 | 3月末 | 2013年4月1日 | △5.3% | △11.9% | 90.7% | 77.1% | △13.6% | 4 |
| 46 | 株式会社ケーヒン | E02196 | 3月末 | 2013年4月1日 | - | △14.9% | 9.9% | - | - | 4 |
| 47 | 株式会社エフ・シー・シ ー | E02221 | 3月末 | 2013年4月1日 | 57.2% | △1.8% | 26.7% | 27.9% | 1.3% | 6 |
| 48 | 八千代工業株式会社 | E02224 | 3月末 | 2013年4月1日 | - | 959.0% | - | 7.5% | - | 8 |
| 49 | 株式会社ユタカ技研 | E02236 | 3月末 | 2013年4月1日 | - | 7.9% | - | - | - | 4 |
| 50 | 株式会社日立ハイテクノ ロジーズ | E02617 | 3月末 | 2013年4月1日 | 16.4% | 10.1% | 31.4% | 35.0% | 3.6% | 4 |
| 51 | 株式会社トリドール | E03468 | 3月末 | 2013年4月1日 | - | 14.8% | - | 38.5% | - | 8 |
| 52 | 株式会社日本取引所グル ープ | E03814 | 3月末 | 2013年4月1日 | 5.4% | 11.6% | 72.8% | 73.8% | 1.0% | 1 |
| 53 | 株式会社日立物流 | E04111 | 3月末 | 2013年4月1日 | 2.2% | △1.7% | 41.7% | 41.8% | 0.1% | 1 |
| 54 | 株式会社電通 | E04760 | 12月末 （注1） | 2013年4月1日 | 3.3% | 71.4% | 68.3% | 69.0% | 0.7% | 1 |
| 55 | 日立キャピタル株式会社 | E04779 | 3月末 | 2013年4月1日 | △8.0% | △2.9% | 6.1% | 5.6% | △0.5% | 5 |
| 56 | ヤフー株式会社 | E05000 | 3月末 | 2013年4月1日 | 54.7% | 2.8% | 36.4% | 47.0% | 10.5% | 1 |
| 57 | 伊藤忠テクノソリュー ションズ株式会社 | E05059 | 3月末 | 2013年4月1日 | 51.7% | 0.9% | 22.8% | 30.8% | 8.0% | 1 |
| 58 | エムスリー株式会社 | E05425 | 3月末 | 2013年4月1日 | 7.4% | 1.2% | 86.8% | 91.4% | 4.6% | 1 |
| 59 | 株式会社ジーエヌアイグ ループ | E05712 | 12月末 | 2014年1月1日 | 8.3% | 3.3% | 17.4% | 36.2% | 18.8% | 2 |
| 60 | 株式会社ホットリンク | E30091 | 12月末 | 2014年1月1日 | 41.4% | 3.7% | 58.9% | 85.8% | 26.9% | 2 |
| 61 | 住友理工株式会社 | E01097 | 3月末 | 2014年4月1日 | △53.6% | 125.8% | 46.2% | 22.5% | △23.7% | 1 |

| 序数 | 提出者 | 金融庁 コード | 決算日 | IFRS 移行日 | IFRS への移行に 係る増減 | | 無形資産における のれんの割合 | | | のれんの 表示方法 |
|----|----------------------|------------|--------------|------------|--------------------|---------------|--------------------|-------|--------|--------------|
| | | | | | のれん | 当期純利益 | 移行前の基準 | IFRS | 増減 | |
| ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ⑩ | ⑪ |
| 62 | 株式会社 LIXIL グループ | E01317 | 3月末 | 2014年4月1日 | 13.4% | 40.2% | 33.6% | 38.6% | 5.1% | 7 |
| 63 | DMG 森精機株式会社 | E01502 | 12月末 (注2) | 2014年4月1日 | 25.4% | 49.7% (注3) | 12.3% | 14.9% | 2.6% | 2 |
| 64 | 日本精工株式会社 | E01600 | 3月末 | 2014年4月1日 | - | △4.2% | 0.9% | - | - | 4 |
| 65 | ティアック株式会社 | E01932 | 3月末 | 2014年4月1日 | - | △2.1% | - | - | - | 4 |
| 66 | 株式会社アドバンテスト (注1) | E01950 | 3月末 | 2014年4月1日 | △70.7% | 29.4% | 93.0% | 88.0% | △5.1% | 6 |
| 67 | KYB 株式会社 | E02147 | 3月末 | 2014年4月1日 | 0.6% | 14.0% | 16.0% | 7.6% | △8.4% | 1 |
| 68 | 株式会社エイチワン | E02222 | 3月末 | 2014年4月1日 | - | △482.2% | - | - | - | 4 |
| 69 | 日信工業株式会社 | E02235 | 3月末 | 2014年4月1日 | - | 4.5% | - | - | - | 4 |
| 70 | ノーリツ鋼機株式会社 | E02322 | 3月末 | 2014年4月1日 | △20.9% | 118.7% | 98.1% | 66.7% | △31.4% | 1 |
| 71 | ティ・エス テック株式会社 | E02380 | 3月末 | 2014年4月1日 | - | 2.6% | - | - | - | 4 |
| 72 | 兼松株式会社 | E02506 | 3月末 | 2014年4月1日 | △25.9% | △8.1% | 41.2% | 34.2% | △7.0% | 1 |
| 73 | KDDI 株式会社 | E04425 | 3月末 | 2014年4月1日 | 1,773.6% | △7.5% | 7.8% | 32.9% | 25.1% | 1 |
| 74 | 株式会社ネクスト | E05624 | 3月末 | 2014年4月1日 | 4.7% | 34.5% | 74.8% | 75.8% | 1.0% | 1 |
| 75 | インフォテリア株式会社 | E05699 | 3月末 | 2014年4月1日 | - | 80.7% | - | - | - | 4 |
| 76 | 飯田グループホールディングス株式会社 | E27759 | 3月末 | 2014年4月1日 | 5.5% | 35.9% | 99.5% | 99.5% | 0.0% | 1 |
| 77 | クックパッド株式会社 | E22663 | 12月末 | 2014年5月1日 | 18.1% | 17.9% | 96.1% | 95.8% | △0.3% | 1 |
| 78 | 株式会社フュージョンパートナー | E05187 | 6月末 | 2014年7月1日 | 18.2% | - | 86.4% | 88.2% | 1.8% | 1 |
| 79 | 株式会社セブテーニ・ホールディングス | E05206 | 9月末 | 2014年10月1日 | 57.9% | - | 27.3% | 37.3% | 10.0% | 1 |
| 80 | 花王株式会社 | E00883 | 12月末 | 2015年1月1日 | 8.8% | - | 88.4% | 89.8% | 1.4% | 1 |
| 81 | 株式会社すかいらーく | E03515 | 12月末 | 適用新規上場 | - | - | - | 98.0% | - | 2 |
| 82 | テクノプロ・ホールディングス株式会社 | E31030 | 6月末 | 適用新規上場 | - | - | - | - | - | 1 |
| 83 | 株式会社ベルシステム24ホールディングス | E31896 | 2月末 | 適用新規上場 | - | - | - | - | - | 1 |
| 84 | 株式会社ツバキ・ナカシマ | E31954 | 12月末 | 適用新規上場 | - | - | - | - | - | 8 |
| 85 | 株式会社コメダホールディングス | E32427 | 2月末 | 適用新規上場 | - | - | - | - | - | 2 |
| 86 | LINE 株式会社 | - | 12月末 | 適用新規上場 | - | - | - | - | - | - |

(注1) 米国基準から IFRS へ移行した企業

(注2) 株式会社電通は 2015 年まで 3 月末決算 (本稿の業績計算には影響なし)

(注3) DMG 森精機株式会社は 2016 年まで 3 月末決算

のれんの表示方法

| パターンと勘定科目名 | | |
|------------|---|--------------------|
| 区別 | 1 | 「のれん」と「無形資産」 |
| | 2 | 「のれん」と「その他の無形資産」 |
| | 3 | 「のれん」と「のれん以外の無形資産」 |
| 一括 | 4 | 無形資産 |
| | 5 | その他の無形資産 |
| | 6 | のれん及び無形資産 |
| | 7 | のれん及びその他の無形資産 |
| | 8 | 無形資産及びのれん |